

利用者負担額は自治体ごとに異なりますが、合志市にお住まいの方は、市外の施設を利用した場合も合志市の基準になります。

## 合志市徴収金(1号認定)基準額表

階層区分	定義		1号認定
1	生活保護		0円
2	市町村 民税所得割額	非課税世帯 (均等割額のみ含む)	一般 3,000円
3		24,300円未満	一般 7,400円
4		24,300円以上 48,600円未満	一般 9,300円
5		48,600円以上 65,000円未満	一般 11,800円
6		65,000円以上 77,101円未満	一般 13,300円
7		77,101円以上 211,201円未満	17,700円
8		211,201円以上	20,000円

利用者負担額に関する注意事項、軽減措置など(今後廃止となる場合があります。)

- 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税、9月～翌年3月は当年度分の市民税により決定します。
- 市民税の額は、調整控除以外の税額控除(住宅借入金等特別控除、配当控除、寄付金税額控除等)を行なう前の額です。
- 3歳から小学校3年生までの範囲内に子どもが2人以上いる場合、そのうちの最年長の児童から準に数えて、2番目の児童については半額に、3番目以降の児童については無料となります。(どの階層においても適用されます。)  
ただし、  
①非課税世帯(均等割額のみ含む)については、上記範囲の年齢に限らず、第2子以降の児童については無料となります。  
②市民税所得割額77,101円未満(非課税世帯(均等割額のみ含む)を除く)の世帯については、上記範囲の年齢に限らず、第2子については半額、第3子以降の児童については無料となります。
- 「要保護等」に該当する世帯については、非課税世帯(均等割額のみ含む)の場合は無料、市民税所得割額が77,101円未満の世帯の場合は、第1子は3,000円、第2子以降の児童は無料となります。  
※「要保護等」とは、次に掲げる世帯です。  
①「母子等世帯」…配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの世帯及びこれに準ずる父子家庭の世帯  
②「在宅障害児(者)のいる世帯」…次に掲げる世帯です。  
ア. 身体障害者手帳の交付を受けた者 イ. 療育手帳交付を受けた者 ウ. 精神障害者保険福祉手帳の交付を受けた者  
エ. 特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金の障害基礎年金等の受給者
- 上記の利用料のほか、各園によって、給食費などの実費徴収や上乗せ徴収が必要となる場合があります。
- 新制度に移行しない幼稚園については、各園が設定する利用者負担額になりますので、各幼稚園へお問い合わせください。